平成２１年（フ）第７６０号
盛岡市大館町16番１号
債務者　高松　敏夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２号
盛岡市松園３丁目11番10―15号
債務者　菊池かおり
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第31地割115番地１
債務者　岩崎　良治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７号
盛岡市三本柳13地割５番地１、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割512番地22
債務者　鈴木　正徳
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８号
盛岡市西青山１丁目７番４―304号、旧住所栃木県下野市祇園３丁目２番地３　県営自治医大前住宅622号室
債務者　工藤　雅巳
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０号
岩手県一関市関が丘78番地２　市営関が丘アパート６―135
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根中村３番地31
債務者　高橋　公貴
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１２１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根中村３番地31
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５号
群馬県高崎市保渡田町1479番地９
債務者　阿部　英二
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６号
群馬県藤岡市下戸塚56番地３
債務者　中山　菊夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１８号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住315号
債務者　水谷　健一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２０号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉1867番地３
債務者　藤澤　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７９３号
愛知県碧南市久沓町４丁目９番地　ハイツ北新川102号
債務者　藤井建築こと　藤井　新次
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
静岡県掛川市大坂1112番地の４　フィオーレｕ―203
債務者　緒方　秀男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
大阪市淀川区十八条１丁目１番３―501号
債務者　竹本　　諭
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６号
岡山県真庭市田口1428番地
債務者　太田　誠司
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４９０号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番20―1005号
債務者　山原　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部